

報告第4号

専決処分の報告について

損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により次のとおり専決処分をしたので、同条第2項の規定により報告する。

令和8年2月 日提出

東広島市長

1 専決処分の内容

(1) 損害賠償の額

18万8,000円

(2) 債 権 者

2 専決処分年月日

令和8年1月26日

(報告理由)

令和7年11月26日、東広島市立西条中学校の校庭において、部活動中の生徒が打った野球ボールが防球フェンスを越えて、隣接する一般国道486号を走行中の軽自動車に当たり、当該軽自動車の屋根等を損傷した事故があり、損害賠償の額を定めることについて専決処分をしたので、この処分について報告するものである。

(根拠法令)

地方自治法

第180条 普通地方公共団体の議会の権限に属する軽易な事項で、その議決により特に指定したものは、普通地方公共団体の長において、これを専決処分することができる。

② 前項の規定により専決処分をしたときは、普通地方公共団体の長は、これを議会に報告しなければならない。

専決処分事項の指定について（平成2年10月8日議決）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次の事項については、これを市長において専決処分することができるものとする。

（1）1件50万円以下の法律上の義務に属する損害賠償の額を決定すること。